

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎(総務部及び職業安定部)建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局第2庁舎は、平成12年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・第一庁舎との業務運営を円滑に行えることや基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎(需給調整事業部外)建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局第2庁舎は、平成12年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・第一庁舎との業務運営を円滑に行えることや基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局助成金センター、大阪労働局雇用保険電子申請事務センター建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪労働局助成金センターは平成25年から、大阪労働局電子申請事務センターは平成27年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局助成金センター建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局助成金センターは、平成25年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	天満労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>天満労働基準監督署については、平成23年10月に現在の所在地に移転設置したもので、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪西労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪西労働基準監督署については、平成22年に現在の所在地に移転設置したもので、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	岸和田労働基準監督署土地賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>岸和田労働基準監督署は、昭和57年から岸和田市岸城町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。建物については、国の建築であることから仮に移転とした場合には、岸和田市との協議や原状回復といった新たな予算が必要となることとなり、既存の同敷地の継続賃貸の方がより経済的である。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	羽曳野労働基準監督署土地賃貸借
随意契約によることとした理由	羽曳野労働基準監督署は、昭和54年から羽曳野市誉田に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪安全衛生教育センター土地賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪安全衛生教育センターの敷地については、河内長野市の財産であり、引き続き借用して使用する必要がある。建物については、国の財産であることから仮に移転とした場合には、河内長野市との協議や原状回復費といった新たな予算が必要となることとなり、既存の同敷地の継続賃貸の方がより経済的である。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	泉大津労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>泉大津労働基準監督署については、平成27年からテクスピア大阪に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪東公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪東公共職業安定所は、平成10年からピップビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナーは、平成25年からエル・おおさかに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪府と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナー建物管理負担金
随意契約によることとした理由	<p>OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナーは、平成25年からエル・おおさかに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪府と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。また、同施設に入居するにあたり、空調設備、昇降機の保守等、建物の管理費用を負担する必要がある。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	梅田公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>梅田公共職業安定所は、平成18年から大阪駅前第2ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪新卒応援ハローワーク、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪わかものハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪新卒応援ハローワーク、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪わかものハローワークは、平成23年12月から阪急グランドビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川建物賃貸借
随意契約によることとした理由	ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川は、平成27年から西淀川区役所に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ難波、大阪西公共職業安定所求人コーナー、大阪マザーズハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>ハローワークプラザ難波は、平成15年から、大阪西公共職業安定所求人コーナーは、平成21年から、大阪マザーズハローワークは平成23年から御堂筋グランドビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	阿倍野公共職業安定所ルシアス庁舎、あべの・わかものハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>阿倍野公共職業安定所ルシアス庁舎は平成22年から、あべの・わかものハローワークは平成24年10月からあべのルシアスに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナーは、平成24年から天下茶屋駅高架下施設に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナーは、平成28年から平野区役所・平野区保健福祉センターに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	布施公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>布施公共職業安定所は平成28年からイオン布施駅前店に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	堺公共職業安定所堺東駅前庁舎、堺マザーズハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	堺公共職業安定所堺東駅前庁舎及び堺マザーズハローワーク(旧堺公共職業安定所)は平成23年から高島屋堺店に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	さかいJOBステーション堺ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>さかいJOBステーション堺ハローワークコーナーは、平成29年から堺市立勤労者総合福祉センター（サンスクエア堺）に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、堺市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されている。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ泉北建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>ハローワークプラザ泉北は、昭和59年から泉ヶ丘地区センター専門店街に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	岸和田公共職業安定所土地賃貸借
随意契約によることとした理由	岸和田公共職業安定所は、昭和61年から岸和田市作才町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	池田公共職業安定所土地賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>池田公共職業安定所は、昭和54年から池田市栄本町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ千里建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>ハローワークプラザ千里は、平成11年から阪急千里中央ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	泉大津公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>泉大津公共職業安定所については、平成27年からテクスピア大阪に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	藤井寺公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>藤井寺公共職業安定所は、平成29年からDH藤井寺駅前ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	藤井寺公共職業安定所利用者用駐車場利用料
随意契約によることとした理由	<p>藤井寺公共職業安定所は、平成29年からDH藤井寺駅前ビルに設置しているところであるが、同安定所には利用者用駐車場がないため、自動車で来所される方は同ビルおよび近隣の有料駐車場に駐車しており、利用者の利便性、交通アクセス、集客力を考慮した上で、同ビルの駐車場の利用を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同駐車場の利用により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	アゼリア柏原 ハローワーク藤井寺職業紹介コーナー賃貸借
随意契約によることとした理由	アゼリア柏原 ハローワーク藤井寺職業紹介コーナーは、平成29年からアゼリア柏原に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、柏原市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されている。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	枚方公共職業安定所は、平成25年からビオルネに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所利用者用駐車場利用料
随意契約によることとした理由	<p>枚方公共職業安定所は、平成25年からビオルネに設置しているところであるが、同安定所には利用者用駐車場がないため、自動車で来所される方は同ビルの来客用駐車場に駐車しており、利用者の利便性、交通アクセス、集客力を考慮した上で、同ビルの駐車場の利用を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同駐車場の利用により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワーク茨木マザーズコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>ハローワーク茨木マザーズコーナーは、平成28年からクロスパル高槻に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	河内長野公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>河内長野公共職業安定所は、平成14年から河内長野市昭栄町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	河内長野公共職業安定所建物管理等負担金
随意契約によることとした理由	河内長野公共職業安定所は、平成14年から河内長野市昭栄町に設置しているところであるが、設置にあたっては、建物管理等の費用を同市が指定する管理者へ負担する必要がある。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	門真公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>門真公共職業安定所は平成20年から守口門真商工会館に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪府有財産土地賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>旧泉大津公共職業安定所については、平成27年に廃止となった。土地については大阪府有財産であり、施設廃止に伴い原状回復工事を行う必要があるが、原状回復工事が完了し引き継ぎを終えるまでは賃貸借契約を継続させる必要がある。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	あいりん総合センター土地賃貸借
随意契約によることとした理由	平成23年10月に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」が施行されたことに伴い、独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有していたあいりん総合センターの一部については、国が継承することになった。あいりん総合センターはあいりん労働公共職業安定所が入居し、また平成23年10月に独立行政法人雇用・能力開発機構から一部継承しており、その庁舎が建っている土地は大阪府及び大阪市が所有している土地であり、あいりん総合センター解体までの間は、府有財産及び市有財産である土地を引き続き借用する必要がある。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	あいりん労働公共職業安定所仮庁舎土地賃貸借
随意契約によることとした理由	平成27年3月に大阪市長から協力依頼を受け参画してきた、あいりん地域まちづくり会議及び労働施設検討会議において、労働施設（あいりん労働公共職業安定所、公益財団法人西成労働福祉センター）の耐震化について、利用者の安全・安心確保を最優先に議論した結果、一旦外部に仮移転した後、現地で建て替えることを確認し、仮移転先については南海電気鉄道株式会社の高架下とすることを、平成28年7月26日に開催された第5回あいりん地域まちづくり会議に報告し、大多数の委員の了解を得て決定した。近隣には公有建物がなく、利用者の利便性・交通アクセス・業務運営を円滑に行える基準面積、賃料等を考慮し、当該土地を選定することとなった。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造または性質のものであり、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	平成31年度定期刊行物(毎日新聞外)の購読
随意契約によることとした理由	新聞の購読料金については、公正取引委員会による独占禁止法の特殊規定により、販売店が地域又は相手方により値引き行為を行うことが禁止されている。よって、販売店毎に契約金額が変動することはおこりえない。そのため、定価以外での契約が不可能なものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、会計法第29条の3第4項に該当する。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	平成31年度定期刊行物(労働基準広報外)の購読
随意契約によることとした理由	当該刊行物は、発行元のみが販売しているものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるので、会計法第29条の3第4項に該当する。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	あいりん労働公共職業安定所仮庁舎における施設管理業務委託
随意契約によることとした理由	<p>過去に警備関係業務の入札に参加した業者及び仕様書を受け取りに来た業者に、受託の可否について聴取したところ以下の内容の回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通手段の関係上実施不可 業務開始が5時であり、公共交通機関での通勤が不可能であること。 ・条件にあう人材が用意できない 公共交通機関を利用せず、現地周辺で業務をできる人材を確保することができない。 <p>以上より、業務実施地区の近隣住民を労働者として雇用している業者等でしか対応ができないと考えられ、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）及び予算決算及び会計令第99条の2に該当するものである。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は困難
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	7月以降の契約については、仕様書を見直し一般競争入札により調達する予定
備考	

契約件名及び数量	平成31年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することとしており、委託事業の契約の目的または、性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3項第4項に該当するため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	平成31年度高齢者活躍人材確保育成事業
随意契約によることとした理由	<p>本事業は、高齢者に技能講習などを実施し、高齢者にシルバー人材センターで働く能力を身に付けさせるものであり、労働力人口の減少が見込まれる中、サービス業等の人手不足分野や介護、保育等の現役世代を支える分野で高齢者の就業を進める必要があるため、行うものである。</p> <p>高年齢者雇用安定法第36条において、国及び地方公共団体は、就業を希望する高齢者のために、その就業機会を提供する団体を育成し、就業の機会を確保するために必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>また、同第38条第1項第3号において、シルバー人材センターは「高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とする講習」を行うこととなっている。</p> <p>以上のことから、国はシルバー人材センターを支援する必要があり、本事業は、これらを踏まえて、高齢者にシルバー人材センターで働く能力を身に付けさせる技能講習等を実施するものである。このことから、委託先は高年齢者雇用安定法第37条、第44条に基づき指定されたシルバー人材センターとなる。</p> <p>また、現在指定されているシルバー人材センターは、各都道府県シルバー人材センター連合となり、当該団体が委託先として唯一の団体となり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するため。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	平成31年度梅田公共職業安定所周知用看板掲出
随意契約によることとした理由	平成31年1月より、梅田公共職業安定所においては、利用者に対する周知を図るため、大阪駅前第2ビルにて周知用看板の掲出を行っている。本契約については、現掲出場所の受託業者が株式会社アドサンのみであり、契約の性質、目的が競争を許さないことから会計法第29条3第4項に該当するため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	平成31年度布施公共職業安定所における周知用公告放映業務委託
随意契約によることとした理由	布施公共職業安定所については平成28年12月より、利用者に対する周知を図るため、イオン布施駅前店の電光掲示板にて公告放映を行っている。当該電光掲示板の利用の受託業者は東大阪再開発株式会社のみであり、契約の性質、目的が競争を許さないことから会計法第29条3第4項に該当するため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	平成31年度職業訓練システムの保守サービス業務委託
随意契約によることとした理由	当該システムについては、著作権が開発業者に帰属していることから、保守業務を他者が行うことは不可能であり、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	平成31年度医療労務管理支援事業
随意契約によることとした理由	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)第3条による医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正(平成26年10月1日施行)により、各医療機関においては、PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善に取り組む仕組み(医療勤務環境改善マネジメントシステム)を導入すること、都道府県においては、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能(「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。))を確保すること等とされたところである。支援センターは医療経営面と労務管理面に関して、ワンストップで、総合的な支援を行うため、本事業と一体的に運用するものとして、都道府県が地域の医療関係団体等に委託して設置するものである。したがって、都道府県が支援センターの設置・運営を委託した医療関係団体等において本事業を実施することにより事業目的が達成されるものであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	「近畿ブロック外国人留学生就職面接会」開催に係る会場借上
随意契約によることとした理由	会計法第29条の3第4項に該当するため。 (会場要件を満たし、かつ予定価格を基準とする競争参加資格を有している業者は1者のみであり、一般競争入札を実施した場合、競争原理が働かない。加えて、要件を満たす会場として、大阪府立体育会館がもっとも安価である。)
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	